障生第１９８１号

令和４年２月１日

障がい福祉サービス事業所等　管理者　様

大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課長

オミクロン株感染まん延を踏まえた対応等について

日頃から、本府障がい福祉行政の推進に格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症にかかる本府の対応については、令和4年1月27日付障生第1963号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた保健所業務の重点化及び濃厚接触者の取扱いについて」でお知らせしたところです。しかし、これ以降も過去に類をみない感染規模となっていることから、ハイリスク者への確実なフォローを実施するため、健康医療部より「オミクロン株感染まん延を踏まえた対応について」（別紙資料１）及び「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（別紙資料２）について情報提供があり、下記の取り扱いとすることになりましたのでお知らせします。（別紙資料１に添付している「オミクロン株感染まん延を踏まえた対応（別添１）」「感染状況を踏まえた診療・検査の対応（別添２）」については、府内で共有しておりますが、政令市・中核市については、一部独自の判断に基づく運用をしています。）

貴事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、ご理解、ご協力の程何卒よろしくお願いいたします。

記

１．新規陽性者のフォロー体制について（別紙資料１　別添１参照）

貴事業所において感染者（陽性者）が発生した場合には、これまでどおり保健所に感染者の発生等の連絡をしていただくことに変更はありません。

重症化リスク（※１）のない陽性者の方については、自宅療養が基本となっておりますが、重症化リスクのない39歳以下の方に対する保健所からの療養方針の連絡（ファーストタッチ）は、SMS（ショートメール）で行うことになりました。その場合、大阪府ホームページの「大阪府39歳以下専用ページ」（※２）の内容に沿って対応いただくことになりますので、貴事業所の職員・利用者で重症化リスクのない方に周知いただきますようお願いいたします。

保健所は、ファーストタッチの対象を、陽性の診断をした医師からの「発生届」（医療機関から保健所へ行う患者発生届）及び年齢で判断していますので、SMSを受けとった場合であっても、重症化リスクがある方の場合には、保健所にご連絡いただく必要があります。重症化リスクのある39歳以下の方で保健所から連絡がない場合は、まず保健所に連絡の上、繋がらなければ自宅待機SOS（電話：０５７０－０５５２２１）に連絡いただくことになりますので、併せて周知ください。

（※１）重症化リスク：悪性腫瘍、慢性閉塞性肺疾患（COPD)、慢性腎臓病、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満（BMI30以上）、喫煙歴、臓器移植後の免疫不全、妊娠後期などのいずれかに該当する場合を指します。

（※２）大阪府39歳以下専用ページ

<https://pref-osaka.form.kintoneapp.com/public/33fc4b5a40c0096cf216c9bbb7ced9e08b8d14132b555259b332d03bce0802a5>

２．濃厚接触者の待機期間の変更について（別紙資料２参照）

令和4年1月27日付障生第1963号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた保健所業務の重点化及び濃厚接触者の取扱いについて」において、濃厚接触者の待機期間については、陽性者との最終接触から10日間とし、施設の判断により一定の基準を満たす方については、6日目（及び7日目の場合もあり）に検査等を実施し、陰性であった場合には待機解除が可能としておりましたが、別紙資料２に添付の国通知のとおり、その期間が短縮され、濃厚接触者の待機期間は陽性者との最終接触日から7日間とし、4日目・5日目に検査等を実施（検査費用は事業所負担）して陰性の場合は、待機解除できることとなりました。

（参考）大阪府リーフレット「事業所の皆様へ　感染急拡大時の事業所における感染拡大防止の取組みについて」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/41802/00415668/jigyousya_leaflet.pdf>

３．感染状況を踏まえた診療・検査の対応について（別紙資料１　別添２参照）

令和4年1月27日付障生第1963号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえた保健所業務の重点化及び濃厚接触者の取扱いについて」の「１．オミクロン株感染拡大を踏まえたさらなる保険所業務の重点化」において、重症化リスクのある利用者がおられない場合には、事業所が主体的に接触状況等を確認の上、濃厚接触者の可能性のある方を特定し、保健所と共有した上で、濃厚接触者等の検体回収を実施いただくことがある旨、お知らせしていますが、濃厚接触者に関する調査・検査については、保健所に相談は可能であり、必要に応じて保健所が検査を実施することとなっています。

保健所が検査を実施できない場合、別紙資料1の別添２に記載の国通知「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」を踏まえ、大阪府においては、濃厚接触者の可能性がある方（有症状）に対する診断については、陽性者の同居家族等は、医師の判断により臨床症状のみで「疑似患者」として診断可能となり、同居家族以外の方は医師の判断により検査で診断（確定患者）とすることとしておりますが、受診者自らが抗原定性検査キットで陽性となった場合は、医師の判断により、再度の検査を行わず確定診断して差し支えないこととなっています。その場合には、検査キットをスマートフォン等で撮影し、受診時に医師に写真を見せてください。